



# 佐賀県公報

平成17年  
4月13日  
(水曜日)  
第 12592号

佐賀県知事 古川

告目  
示次

(◎印は、県例規集に登載するもの

- 児童福祉法に基づく指定試験機関の指定
  - 青少年に有害な図書等の指定
  - 都市計画事業変更の認可
  - 佐賀中部広域連合規約の変更許可

(二一四・  
二一五・下水道課)  
(二一六・市町村課) 三

◎佐賀県告示第一百四四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年四月十三日

佐賀県知事  
古川

古  
川

庚

- (新産業課)  
（まちづくり推進課）

  - ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札
  - 大串地区換地計画
  - 開発行為に関する工事の完了
  - 都市計画事業の施行
  - 
  -

（農地整備課）

  - （公 告）
  - 七
  - 七
  - 七
  - 七
  - 七
  - 七
  - 七

教育委員会事項

教育委員会事項

○告示

◎佐賀県告示第二百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の九第一項の規定により、次のとおり同項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）の全部を指定試験機関に行わせることとした。

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-1	漫画 ばんがいち 5月号	株コアマガジン	18295-05	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-2	COMIC ゲッチュ COMICび~た 5月増刊号 5月号	若生出版株	13882-05 ①-5/24	
"	17-3	コミック特撰 三十路妻 漫画ユートピア 5月号増刊	株笠倉出版社	08938-5 ①-5/20	
"	17-4	海賊ナンバーワン 5月号	株竹書房	02461-5	
"	17-5	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 5月号増刊	株バウハウス	18764-05 ①2005年5月20日	
"	17-6	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol.19 増刊Dr.ピカソ5月号	株バウハウス	06636-05 L2005/5/15	
"	17-7	WOoooo!マガジン・ウォー 5月号	株マガジン・マガジン	08397-05	
"	17-8	ホイップ No.64 5月号	株コアマガジン	08169-05	
"	17-9	@BUNTAあっと・ぶんた! 5月号	株コアマガジン	11537-05	
"	17-10	[月刊]ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.89 5月号	KKベストセラーズ	04039-05	
"	17-11	月刊メルフレボンバー NO-048 5月号	KKベストセラーズ	08513-05	
"	17-12	URECCO gal 5月号	ミリオン出版株	01865-5	

## ●佐賀県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年四月十三日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称  
鳥栖市

二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十年三月三十一日から  
平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和五十年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示

第二百九号、昭和六十一年佐賀県告示第四百七十五号、平成三年佐賀県告示第五百十七号、平成四年佐賀県告示第三百七十五号、平成六年佐賀県告示第七百二十八号、平成八年佐賀県告示第三百八十二号、平成十二年佐賀県告示第六百四十五号及び平成十五年佐賀県告示第二百二十三号の事業地に鳥栖市永吉町字剣塚、字中尾、字本川、字セイノオ及び字赤坂、田代本町字フケ、字柿添及び字本村、田代昌町字石町、姫方町字百々田、字蓮原、字川原田、字堀田、字栗内、字神水川及び字草葉、幡崎町字牛相、字平田、字前田及び字クヌイ、飯田町字中の坪及び字川巡水屋町字樋の口、神辺町字都、萱方町字本郷寺、轟木町字索牛及び字一本杉、あさひ新町、山浦町字四の坪及び字乗目、原古賀町字一本柏及び字日の隈、平田町字平田原、字東前、字大平

田、宇土井上及び宇地藏原、立石町宇一本杉、宇屋敷、宇惣樂、  
宇五反田、宇吉原、宇一ノ谷、宇口渡、宇桟敷及び宇新聞、西  
新町宇所熊、江島町宇熊本、宇奈良の元、宇直落、宇四反田及  
び宇池の谷並に村田町宇若井手及び宇丸屋を加へ。

### ◎佐賀県知事第146号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第九条の二（第一項）の規定を適用した佐賀中部広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百九十一條の二第一項の規定に基づいて、平成十七年三月十九日に許可したので、同条第五項の規定による旨である。

平成十七年四月十三日

佐賀県知事　古　三　康

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月13日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長　迎　　出

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 ノート型パソコンコンピューター式 849台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成17年8月5日（金）
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県統括本部情報・業務改革課（新行政棟5階）
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

ントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

### 3 入札参加者に求められる義務

- 入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成17年5月13日（金）の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。
- なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県統括本部情報・業務改革課 情報管理担当（新行政棟5階）  
電話 0952-25-7390
  - (2) 入札説明書の交付方法  
入札説明会で交付する。
- なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希

	望するものには、平成17年4月25日（月）から5月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で隨時交付する。	ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを探出した者
(3)	入札説明会の日時及び場所	エ 1人で2以上の入札をした者
	平成17年4月25日（月）10時 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁本館1階 入札室	オ 代理人でその資格のないもの
(4)	入札書の提出方法	カ 法令又は入札に関する条件に違反した者
	(1)の場所に5月25日（水）10時30分までに持参すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とし、5月23日（月）までに必着のこと。	(4) 契約書作成の要否 要
(5)	開札の日時及び場所	(5) 落札者の決定方法
	平成17年5月25日（水）11時 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁本館1階 入札室	ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。
5	その他	イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
	(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金	(6) 詳細は入札説明書による。 (7) この調達契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐賀県条例第17号）の適用を受ける。 (8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
6	佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除する。 イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。	Summary
(1)	入札の無効	The nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized personal computer 849 set
(2)	次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。 ア 参加する資格のない者 イ 当該競争入札について不正行為を行った者	Deadline : 10:30 AM on May 25 2005 For more information, Contact : Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarter, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570, Japan

Tel 0952-25-7390

第12592号

報公県賀佐

平成17年4月13日(水)

5

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第163条第7項に規定する指定痴呆対応型共同生活介護事業の外部評価機関を次のとおり選定した。

平成17年4月13日

佐賀県知事 古川康

する。

(5) 維持管理

建物運営に伴う維持管理については、原則建物所有者が行う。  
(6) 危険負担等

ア 建物引き渡し（賃貸借開始）前の工事に伴う事故、損害等については、県は一切の責任を負わない。

イ 建物建設に伴う日照権、電波障害等近隣との調整及び補償については、建物建設者が責任をもつて行う。

(7) 施設概要

ア 土地

(ア) 場所 佐賀市天神三丁目15番1号  
(イ) 面積 3,457.20平方メートル

(ウ) 利用計画 建物、駐車場（30台以上）及び駐輪場（50台程度）

イ 建物

(ア) 構造 鉄骨造3階建

(イ) 延床面積 約4,950平方メートル（約1,650平方メートルの3階建）  
(ウ) 利用計画案 (1階) IT関連研修室、託児所、小売業用貸店舗、倉庫及び共用スペース（トイレ、給湯室、エレベーター室、階段室及びピロティ）

(2) 業務内容  
コールセンター、IT関連企業等の入居するオフィスビルの企画、建設  
及びリース

（業務受注者がオフィスビルを自己のものとして建設し、県に対して15年間貸し付ける業務）

(3) 貸賃借契約期間

平成18年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 権利の移動

県との賃貸借契約期間満了後、建物の所有権を県に無償譲渡するものと

		用貸オフィス及び共用スペース（接客ルーム、トイレ、給湯室、エレベーター室、階段室及び自販機室）	佐賀県農林水産商工本部新産業課 日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
(3階) コールセンター用貸オフィス、共用スペース（トイレ、給湯室、エレベーター室、階段室及び自販機室）	(2) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限 ア 提出方法 持参又は書留による郵送 イ 提出場所 佐賀市城内一丁目1番59号	イ 配布期間 平成17年4月13日から平成17年4月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで	
(エ) その他 県UD（ユニバーサルデザイン）標準仕様・配慮事項の採用	ウ 提出期限 平成17年4月20日午後5時まで 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。	ウ 提出期限 平成17年4月20日午後5時まで 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。	
女性用トイレの十分な確保 太陽光発電システムの導入 外壁面への酸化チタンコーティング剤（佐賀県特許を用いた製品）の塗布	(3) 一次提案書の提出方法、提出場所及び提出期限 ア 提出方法 持參又は書留による郵送 イ 提出場所 佐賀市城内一丁目1番59号	イ 一次提案書の提出方法、提出場所及び提出期限 ア 提出方法 持參又は書留による郵送 イ 提出場所 佐賀県農林水産商工本部新産業課	
2 参加資格	ウ 提出期限 平成17年5月9日午後5時まで 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。	ウ 提出期限 平成17年5月9日午後5時まで 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。	
この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、法人にあっては、同一法人の複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。	(4) 提案書の評価及び特定 ア 一次提案書の評価を佐賀県農林水産商工本部新産業課内に設置するオフィスビル・リース業務候補者選定委員会において平成17年5月に行う。イ 一次提案書の評価順位上位2社から二次提案書の提出を受け、オフィスビル・リース業務候補者選定委員会において平成17年7月までに評価及び特定を行う。	イ 一次提案書の評価順位上位2社から二次提案書の提出を受け、オフィスビル・リース業務候補者選定委員会において平成17年7月までに評価及び特定を行う。	
(3) 建設業許可、宅地建物取引業者免許及び一級建築士登録を持つ者又は宅地建物取引業者免許を持つ者で当該業務の協力事務所が建設業許可及び一級建築士登録を持つもの	(5) 費用負担 一次提案書及び二次提案書の作成に伴う費用は、提案者の負担とする。	イ 一次提案書及び二次提案書の作成に伴う費用は、提案者の負担とする。	
3 手続等	4 その他 (1) 説明書の配布場所及び配布期間 ア 配布場所 佐賀市城内一丁目1番59号	(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨 (2) 詳細については、郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	

佐賀県農林水産商工本部新産業課企業誘致担当 (0952-25-7097) に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年4月13日

佐賀県知事 古川 康  
1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番1、87番4、88番1、88番2、89番2、98番2、98番4から98番6まで、100番1、100番2、101番2から101番4まで、102番1から102番3まで、104番1、104番2、105番1、106番1、106番3、107番、108番、109番1、109番2、110番1、110番2、111番1、111番2、112番1、112番2、113番1、113番2、114番から116番まで、117番2、117番4、127番から131番まで、132番2、133番1、135番3及び136番1並びに150番1及び151番から155番まで並びにこれらに接する道路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社

平成17年4月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、九州地方整備局長の都市計画事業の事業計画変更を認可した旨の告示があつたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

佐賀県知事 古川 康  
1 都市計画の種類及び名称

唐津都市計画道路事業 3・4・5号 大手口佐志線（一工区）

2 施行者の名称

佐賀県  
3 事務所の所在地及び名称

唐津市二ヶ子三丁目1番5号 唐津土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 唐津市西城内、弓鷹町、西寺町、坊主町及び朝日町地内  
使用の部分 なし

平成17年4月13日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 3・4・16号 城内線

2 施行者の名称

富士町長 山口雅久から認可申請の富士町営土地改良事業（さが農業農村振興整備）大串地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。については、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

佐賀県  
3 事務所の所在地及び名称  
佐賀市八戸二丁目2番67号 佐賀土木事務所

4 事業地の所在  
収用の部分 佐賀市本庄町大字本庄字四本谷及び字一本谷地内  
使用の部分 なし

平成17年4月13日

佐賀県知事 古川 康

すること。

## 2 入札参加資格

- 1 縦覧に供する書類  
富士町営土地改良事業（さが農業農村振興整備）大串地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年4月14日から平成17年5月17日まで
- 3 縦覧の場所  
富士町役場

（1） 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。

（2） 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提出できる者であること。

## 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成17年5月18日の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- （1） 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育庁学校教育課 産業・情報教育担当

電話 0952-25-7228

## （2） 入札説明書の交付方法

入札説明会で交付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

（3） 入札説明会の日時及び場所

（3） 入札説明会の日時及び場所

平成17年4月26日 16時	(4) 契約書作成の要否 要
佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室	(5) 落札者の決定方法
入札書の提出方法	ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたものと落札者とする。
(1)の場所に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とすること。	イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(5) 入札書の提出期限 平成17年5月23日 10時	(6) 詳細は入札説明書による。
(6) 開札の日時及び場所 平成17年5月23日 10時 佐賀県庁新行政棟10階 101号会議室	(7) この調達契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐賀県条例第17号）の適用を受ける。
5 その他	(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨	6 Summary
(2) 入札保証金及び契約保証金	(1) The nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized personal computer 691 set
ア 入札保証金	(2) Deadline : 10:00 AM on May 23 2005
佐賀県税務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除	(3) For more information, Contact : School Education Division, Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570, Japan Tel 0952-25-7228
イ 契約保証金	
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除	
(3) 入札の無効	
次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。	
ア 参加する資格のない者	
イ 当該競争入札について不正行為を行つた者	
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提示した者	
エ 1人で2以上の入札をした者	
オ 代理人でその資格のない者	
カ 法令又は入札に関する条件に違反した者	

申購  
込読  
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月十三日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷